

加東市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和3年度定期監査（11月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和3年12月27日

加東市監査委員 高 橋 優
加東市監査委員 小 西 勝 之
加東市監査委員 壺 井 弘 次

令和3年度定期監査（11月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和3年11月25日において、令和3年度11月期（令和3年4月1日から令和3年10月31日まで）における、委員会事務局、市民協働部人権協働課及び同部保険医療課の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- (5) 不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和3年度11月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【委員会事務局】

1 監査の結果

委員会事務局は、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に関する業務を担っている。

職員構成は、正規職員6人、パートタイム会計年度任用職員2人の合計8人である。

公平委員会において、10月末現在での措置要求及び審査請求はない。

固定資産評価審査委員会においては、令和3年度は1件の審査申出があり、市側から弁明書の提出を受け、現在、審査申出人代理人からの反論書の提出を待っている状況である。

選挙管理委員会事業における、令和3年度の執行選挙は以下のとおりであり、令和4年4月24日には加東市長選挙の執行を予定している。

執行選挙	執行日	投票率
兵庫県知事選挙	7月18日	47.66%
第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査	10月31日	54.96%（小選挙区）

また、若年層啓発事業として、明るい選挙啓発ポスターコンクールを開催し、市内全小中学校生から65点の応募があり、9月に市役所1階ロビーで展示した。

農業委員会では、農地パトロールとして、耕作放棄地及び令和2年度転用許可後の進捗状況調査、無断転用等の状況調査を7月から8月にかけて6日間、10月から11月にかけて6日間の計12日行った。

耕作放棄地については、農業委員の改選に伴う見直しにより前年よりも増加しており、耕作者の減少、高齢化又は相続放棄等から今後さらに増加することが考えられる。

2 意見

固定資産評価審査委員会の審査は、地方税法上、審査申出から1カ月以内に決定をするべきものであるが、代理人の申出により長期間の手続きとなっているので、早期に解決することが望まれる。

若年層の投票率の低下は大きな問題である一方、行政だけでは若年層の意識付けは難しく、解決には家庭内教育などのアプローチも必要と考えられる。選挙管理委員会としては、今後も地道な努力ではあるが、行政としてできる啓発事業を続けていただきたい。

耕作放棄地は短期間で解決できる問題ではなく、長期に渡る努力が必要となるため、引き続き、地域と連携した農地の管理、耕作放棄地の指導及び非農地となる場合の適正な処理等に努めていただきたい。

【人権協働課】

1 監査の結果

人権協働課は、市民協働係と人権推進係の2つの係で組織している。

職員構成は、正規職員7人、人権教育推進員（パートタイム会計年度任用職員）2人の合計9人である。

住宅資金の滞納状況（元利）については、10月末時点において現年度25,031円、過年度21,576,429円の計21,601,460円となっている。過年度の滞納分については、生活困窮により支払が難しい場合が多く、相談のうえ分納で対応しているとの説明があった。

まちづくり活動費補助金（自治組織分）は7団体に7,566,200円、まちづくり活動費補助金（応募活動分）では8団体に2,100,000円を概算交付している。令和3年度は、前年度に続きコロナ禍のため、人が集まるようなイベントの実施が困難であるとして応募しない団体があったとの説明があった。

人権啓発事業では、会場での講演や書面開催のほかに、ケーブルテレビ及び

YouTube を活用した動画の配信による事業を行った。

また、人権啓発事業のひとつとして、インターネットモニタリング事業を行っており、主に部落差別問題に関するインターネット上の差別的な発言の発見及び削除依頼を行っている。

男女共同参画事業では、男女共同参画社会の実現を目的に、女性を対象にした相談事業やリーダー育成、人権啓発事業のなかで男女共同参画をテーマとした講演を行っている。

2 意見

住宅資金の滞納については、不納欠損処理を行うまでに出来るだけ徴収できるよう、適切な徴収をお願いしたい。

まちづくり活動費補助金（応募活動分）では同一団体による同一内容の活動に対する補助期間は2年間（スタート応援コースは3年間）だが、令和3年度の活動内容をみると、短期間での解決は難しいものが多くみられるので長期的な支援もお願いしたい。

様々な方法で情報を発信し、人権問題を考える機会を増やすことが人権問題を解決していく中で重要である。今後もケーブルテレビ等を上手に利用し、多くの人が学習できる機会をつくっていただきたい。

男女共同参画社会の実現には、女性・男性それぞれの理解が必要不可欠である。男性が積極的に参加できるような企画もぜひ考えていただきたい。

コミュニティの推進の一環として、小中一貫校開校により今後廃校となる校舎の利用が考えられる。公共施設適正配置計画にも地域のコミュニティ施設としての転用が挙げられているため、地域住民の意見を踏まえ、全庁的に検討・調整を行っていただきたい。

【保険医療課】

1 監査の結果

保険医療課は、保険年金係と医療係の2つの係で組織している。

職員構成は、正規職員10人、再任用職員1名、パートタイム会計年度任用職員4人の合計15人である。

国民健康保険の被保険者を年齢別に比較すると、65歳以上69歳以下が20.16%、70歳以上74歳以下が28.97%を占めている。

国民健康保険税の10月末時点の収納率は、現年課税分48.11%（前年度47.81%）、滞納繰越分9.97%（同10.03%）となっている。滞納繰越分の収納率の減少については、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと

により徴収猶予を行った前年度の保険税を、期限内に納付できないケースが多いことが一因として考えられるとの説明があった。

国民健康保険税率は、令和 2 年度及び 3 年度にかけて県から示される標準保険料率への引き上げを行った。

医療費抑制の取組として、国民健康保険では特定健診節目年齢受診者の基本健診の無料化、がん検診受診の推進、人間ドック受診費用の一部助成、ジェネリック医薬品の利用啓発及び糖尿病性腎症重症化予防事業を行い、後期高齢者医療制度では、まちぐるみ総合健診での基本健診無料化、人間ドック受診費用の一部助成を行っている。

福祉医療では、高齢期移行助成事業、重度障害者医療費助成事業、高齢重度障害者医療費助成事業、乳幼児等医療費給付事業、こども医療費給付事業、母子家庭等医療費給付事業を行っている。

2 意見

70 歳以上のいわゆる団塊の世代が、今後 75 歳を迎え後期高齢者医療制度へ移行していくことで、後期高齢者医療制度の被保険者の増加及び国民健康保険被保険者の減少という大きな変化が予想される。医療費の増減や被保険者の所得の変化などを注視し、時代に合った対応をお願いしたい。

後期高齢者医療保険料について、特別徴収ができない場合は、口座での引き落としを勧めるなど、納め忘れや滞納を防ぐ工夫をしていただきたい。

国民健康保険税については、令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症の影響が続き、収入の減少から徴収が難しいことは予想されるが、税務課と連携を密にして適切な徴収に努めていただきたい。

国民健康保険税率の急激な引き上げは市民にとって大きな負担を強いることになるため、今後税率改正を行う場合には、緩やかな引き上げが望ましい。また、世代によって負担に差が生じることがないように、今後も被保険者数や所得の動向を注視しながら対応いただきたい。

健康増進はもちろん、財政健全化の観点からも、医療費の抑制により一層努めていただきたい。

福祉医療について、加東市では所得制限を設けているが、これは限られた予算の中で本当に必要な人に十分な支援を行うために行っていると考えられる。今後も、他市町の動向にとらわれず、加東市の現状に合った手厚い支援をお願いしたい。